

平成31年度徳島県給与明細メール広告事業入札参加要項

1 事業名

平成31年度徳島県給与明細メール広告事業

2 業務内容等

(1)趣旨

徳島県職員に対して送付される給与明細メールに有料広告を掲載することにより、県の新たな財源を確保するとともに、地域企業等に対し優良な広告媒体を提供し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

この要項は、徳島県給与明細メール広告事業の広告取扱業者の募集にかかる競争入札にあたり、必要な事項を定めるものである。

(2)募集する広告取扱業者

1 業者

3 掲載する広告の仕様等（詳細は別紙仕様書のとおり）

(1)徳島県給与明細メール

- ・送付先 徳島県職員（教職員，警察職員，病院関係職員を除く）
- ・送付数 1回あたり約3,900通
- ・送付回数 平成31年4月から平成32年3月までの期間における
給与支給日（毎月）及び期末・勤勉手当支給日（6月，12月）の
計14回

(2)その他

- ・広告主及び掲載する広告の募集は，広告取扱業者が行うこと。
- ・広告の掲載については，徳島県広告事業実施要領，徳島県給与明細メールへの広告掲載に関する取扱基準及び徳島県給与明細メール広告掲載仕様書に従うこと。
- ・掲載しようとする広告は，その内容等について事前に県の審査を受けなければ掲載することができない。また，県から内容等の修正等の指示を受けた場合には，これに従うこと。
- ・広告主の追加・変更は，毎月可能とする。
- ・広告の作成にかかる費用は，広告取扱業者の負担とする。
- ・広告の掲載に当たって，広告取扱業者は，県と広告事業に関する契約を締結する必要がある。（別添契約書案参照）
- ・給与明細メールについては，ペーパーレス化による経費節減のため，各職員による印刷は控えることとしている。

4 入札参加資格

この入札に参加する者に必要な資格は，次の（1）から（5）までに掲げる事項に該当する者であること。

- (1)物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）参加資格者名簿中「R3 広告」に登載されている者であること。
- (2)地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札に参加させることができないとされていない者であること。
- (3)徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (4)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始，民事再生法（平成11

- 年法律第225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- (5)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

5 入札手続等

(1)仕様書等の配布期間及び配布方法

- ・配布期間 平成31年1月8日(火)から同年1月25日(金)まで
- ・配布方法 徳島県ホームページに掲載し、配布する。
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>

(2)入札参加申込の手続き

入札に参加しようとする者は、別紙「平成31年度徳島県給与明細メール広告事業入札参加申込書」を次により提出すること。

- ・提出方法 持参又は郵送による。
※郵送の場合は書留郵便に限ることとし、封筒の表面に「徳島県給与明細メール広告事業入札参加申込書」と朱書すること。
- ・提出期間 平成31年1月8日(火)から同年1月25日(金)まで
土日・祝日を除く8時30分から17時15分まで
(ただし、12時から13時を除く)
※郵送の場合は、平成31年1月25日(金)必着とする。
- ・提出先 徳島県庁5階 徳島県 経営戦略部 電子行政推進課
住所 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1
電話番号 088-621-2308

(3)入札及び開札執行の日時及び場所

- ・日時 平成31年2月6日(水) 午前10時
- ・場所 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁4階 共用402会議室

(4)入札書の提出方法

持参又は郵送による。

- ・郵送による提出先

徳島県庁5階 徳島県 経営戦略部 電子行政推進課
住所 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1
電話番号 088-621-2308

※持参の場合は、5(3)に示す日時及び場所に持参すること。

※郵送の場合は書留郵便に限ることとし、封筒の表面に「徳島県給与明細メール広告事業入札書」と朱書すること。

※郵送の場合は、平成31年2月5日(火)必着とする。

(5)入札保証金 免除

(6)質問等の受付

質問は、文書の持参、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話による問い合わせ

せは受付しない。

質問文書には、質問に関する回答を送付する窓口の住所、部署、担当者名、電話及び電子メールアドレスを併記すること。

- ・受付期間 平成31年1月30日（水）午後5時まで
- ・受付場所 徳島県庁5階 徳島県経営戦略部電子行政推進課
住所 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1
電話番号 088-621-2308
電子メール denshigyouseisuishinka@pref.tokushima.jp
- ・回答 平成31年2月1日（金）午後4時までに、電子メールにより回答する。

6 入札書の作成、提出等について

(1) 入札は、所定の様式によるものとし、次に掲げるところにより作成しなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日ならびに住所及び氏名を記載し、押印しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札書記載金額」は、当該広告料（給与明細メールの平成31年4月から平成32年3月までの計14回分）の総額を記載すること。

また、アラビア数字により記載し、訂正してはならない。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 「入札物件」は、物件名を明確に記載すること。

オ 「住所及び氏名並びに印」は、次の区分により正確に記載し押印しなければならない。

①代表者が入札する場合は、代表者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の氏名及び地位）を記載し、代表者の印（使用印鑑届を提出している場合にあつては、当該使用印鑑）を押印すること。

②代理人が入札する場合は、代理権を与えた者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の氏名及び地位）並びに代理人の住所及び氏名を記載し、代理人の印のみを押印すること。

(2) 入札者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し封書にして提出しなければならない。この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

(3) 入札者は、その提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

(4) その他

ア 入札に参加する者は、必ず次のものを持参すること。

①入札に使用する印鑑

②代理人による入札の場合は、委任状

イ 入札を辞退する者にあつては、辞退届又はその旨を明記した入札書を提出することとする。

7 無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1)入札に参加する資格のない者がした入札
- (2)指定した日時までに指定した場所に到達しない入札
- (3)同一人が同一物件に対してした2通以上の入札
- (4)他人の代理を兼ね、または2人以上の代理人をした者の入札
- (5)入札書に必要記載事項のないもの及び判読困難なもの並びに次に掲げるところによりした入札
 - ア 鉛筆、その他の容易に改ざんできる筆記具で作成したもの
 - イ 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの
 - ウ 「入札物件」で物件名の記載のないもの又は記載を誤ったもの
 - エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの
 - オ 印鑑の使用を誤ったもの
- (6)代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札
- (7)前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法等

(1)決定方法

適正な入札をした者のうち、県が定める設定価格を上まわる最も高額な広告料の入札金額を提出した者を落札業者として決定する。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2)契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。

9 広告料の支払い

落札者は、県が平成31年4月1日（月）付けで発行する納入通知書により、同年4月26日（金）までに、総額を納入するものとする。

10 その他

- (1)入札参加者若しくはその代理人は、この参加要項及び徳島県広告事業実施要領、徳島県給与明細メールへの広告掲載に関する取扱基準、徳島県給与明細メール広告掲載仕様書、契約書（案）等を熟読し、遵守すること。

また、県の指示に従い、円滑な広告事業の執行に協力し、不穏当な言動等により、正常な広告事業の執行を妨げたり、他の参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良な参加者としての態度を保持しなければならない。

- (2)本件に要する費用は、入札参加者若しくはその代理人の負担とする。

- (3)提出された書類等は、返却しない。

- (4)入札事務の透明化及び適正化を図るため、徳島県情報公開条例に基づく文書公開の請求があった場合には、入札代理人の氏名及び印影を公開することとするので、あらかじめご承知おきのこと。

1 1 広告掲載に関するお問い合わせ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1

徳島県 経営戦略部 電子行政推進課 システム・業務改革担当

電子メール denshigyouseisuishinka@pref.tokushima.jp

電話 088-621-2308

ファクシミリ 088-621-2836